

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 9月 2日
【会社名】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【英訳名】	Japan Investment Adviser Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白岩 直人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2番 1号 霞が関コモンゲート 西館20階
【電話番号】	03-6804-6805
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 杉本 健
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2番 1号 霞が関コモンゲート 西館20階
【電話番号】	03-6804-6805
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 杉本 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成28年8月18日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「新株予約権の行使の条件」の一部に変更が生じました。また、「新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が平成28年9月2日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

イ 新株予約権の行使の条件

ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しております。

イ 新株予約権の行使の条件

(訂正前)

新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1を平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に行使することができる。

平成31年4月1日から平成32年3月31日までは、本新株予約権の総数の10分の1を上限として、行使することができる。

以降、毎年4月1日から翌年3月31日まで、本新株予約権の総数の10分の1を上限として、行使することができる。
平成35年4月1日から平成35年9月1日までは、全部を行使することができる。

(訂正後)

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間では、新株予約権者は割当を受けた本新株予約権の総数の2分の1を上限として行使することができる。

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの本新株予約権を含め割当を受けた本新株予約権の総数の10分の6を上限として行使することができる。

平成32年4月1日から平成33年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの本新株予約権を含め割当を受けた本新株予約権の総数の10分の7を上限として行使することができる。

平成33年4月1日から平成34年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの本新株予約権を含め割当を受けた本新株予約権の総数の10分の8を上限として行使することができる。

平成34年4月1日から平成35年3月31日までの期間では、新株予約権者は既に行使済みの本新株予約権を含め割当を受けた本新株予約権の総数の10分の9を上限として行使することができる。

平成35年4月1日から平成35年9月1日までの期間では、割当を受けた本新株予約権の総数の全部を行使することができる。

ハ 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員 58名 3,670個

(訂正後)

当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員 47名 3,670個